平成２４年（フ）第２８５号
宮崎市花ヶ島町赤江町1332番地　小田原コーポ102号
破産者　株式会社きずな
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３８号
岩手県奥州市江刺区愛宕字別当75番地２
破産者　三浦　　守
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１６２２号
愛知県津島市一本木町50番地２
破産者　須藤　正善
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９３号
東京都江東区潮見１―29―22　雇用促進住宅潮見宿舎１号棟503号室、開始決定時の住所高知市九反田３番７号
破産者　島田　貴広
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９５号
福岡県京都郡みやこ町勝山松田997番地10
破産者　堀本　和夫
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
茨城県龍ケ崎市野原町1448―２、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市2733番地の２
破産者　益戸　章夫
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
茨城県つくば市高崎1008番地　つくば双愛病院内、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市佐貫町3753番地１　103号室
破産者　益戸　　博
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第６号
新潟県長岡市小国町小栗山1324番地２
破産者　羽鳥　　悟
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
新潟県南魚沼市舞子1188番地
破産者　片桐　和久
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
長崎県長崎市上小島１丁目７番22号　アメニティ201号、旧住所佐賀県佐賀市大和町大字久池井1645番地１
破産者　城山希久治
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０３号
熊本市東区花立１丁目11番４号
破産者　中山　雅之
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０５号
宮崎市田代町179番地３　ＥＬＡＮ宮崎Ⅱ番館407号
破産者　高妻二三代（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第１２５号
千葉県勝浦市上植野745番地３、申立時の住所千葉県勝浦市墨名485番地126
破産者　瀧口　英夫
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字内ノ町64番地１
破産者　株式会社丸謙建設
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第２１１３号
神戸市東灘区深江浜町163番地
破産者　株式会社西井水産
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６８号
千葉県柏市富里１丁目４番28号　アグナス４―201号
破産者　三上由美子
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１３９号
三重県亀山市和田町1189番地１　ハイツリバーウエスト405号、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市大池３丁目11番７号　アーバンビルＥ棟２Ｆ
破産者　井上　智晶
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０５号
滋賀県守山市石田町737番地、現在事項全部証明書上の住所滋賀県守山市赤野井町176番地
破産者　株式会社三利木材
1　決定年月日　平成25年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部